該当○印

様式１号

捨印

|  |  |
| --- | --- |
|  | 一般融資 |
|  | ポスト新長期融資 |

　　　　　　融資推薦申込書

　　年　　月　　日

（一社）神奈川県トラック協会

会　長　　殿

　郵便番号

　住所

企業名

電話番号

代表者 　　　　　　　　　　　会社印

このたび下記要項のとおり第４９回近代化基金融資推薦申込みをいたします。

なお、融資推薦を受けたときは、貴協会制定の近代化基金運営要領等の各条項を遵守いたします。

また、第４９回近代化基金融資公募案内を参照したことを申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 金　　　　額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 資金使途 |  |
| 期　　間 | 年　　　　　　か月 |
| 償還方法 | 据　置（　　　　　　）か月　　（　毎月　・　隔月　）均等割償還　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 担　　保 |  |
| 保証人 |  |
| 借入希望時期 | 　　　　　年　　　　月　　　　日頃 |
| 協同組合等加入状況 | 加入済　組合名（　　　　　　　　　　　　　　　　）未加入　 | 商工中金出資（有・無） |
| 融資申込店予定 | 商工中金　　　　　　　　　　　　店　信用組合　　　　　　店 | 未　定 |
| （申込事業者）担当者連絡先 | （担当者名）　　　　　　　　　　　　（電話）　　　　　　（住　　所） |

添付書類　：企業要項（様式２号）、事業計画書（様式３号）、承諾書（様式４号）、見積書写　等

企業要項（個別企業用）

様式２号－１

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）名称（所属組合） | （　　　　　　　　　　　　　　　　） | 住所 | 本店（TEL　　　　　　　　　　　）支店・営業所数 |
| 役員 | 代表者（　　才）他　　名 | 業界役職 | 協　会その他 |
| 資本金 | 千円 | 同族　　（　　　％）（　　　％）（　　　％） |
| 設立月日 | 　　　　　　　年　　月　（創業　　　年　　　月） |
| 規模 | 不動産 | 土地 |  | ㎡ | （内借地　　　　㎡） | 車輌 | 10ｔ車以上　　　　台6　　〃　　　　　 〃4　　〃　　　　　 〃1　　〃　　　　　 〃特殊車輌　　　　 〃軽自動車　　　　 〃 |
| 営業所 | 棟 | ㎡ | （内借地　棟　　㎡） |
| 保管施設 | 棟 | ㎡ | （　〃　　棟　　㎡） |
| 車庫 | 棟 | ㎡ | （　〃　　棟　　㎡） |
| その他 |  |  |  |
| 従業員 | 　　男　人職員　　女　人 | 　　　男　人運転手　　　女　人 | 　　男　人その他　　女　人 | 計　　　人 | 労組 | 有・無上部団体名 |
| 主な荷主及　び運送収入 |  | ① | ② | ③ |
| 荷主名運送収入 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 業績（２期分） |  | 年　　月期 | 年　　月期 |
| 運送収入 | 千円 | 千円 |
| 経常利益 | 千円 | 千円 |
| 純利益 | 千円 | 千円 |
| 減価償却 | 千円 | 千円 |
| 配当 | ％　 | ％　 |
| 取引銀行上位3行 | ① | ② | ③ |
| 沿革特色その他 |  |

事業計画書

様式３号

単位　円

|  |  |
| --- | --- |
| 設目備的を及行びうそ動の機効・果 |  |
| 計画の概要 | 設置場所（車両の場合は使用の本拠の位置） |  |
| 物件の種類 |  |
| 構造・形式（車両の場合は型式） |  |
| 面積・数量 |  |
| 収容能力等（車両の場合は最大積載量） |  |
| 着工・発注時期 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日（予定） |
| 完成・購入時期 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日（予定） |
| 購入先 |  |
| 所要資金　④（登録諸費用含む） | 円 |
| 資金調達方　　法 | 本借入金　①（登録諸費用除く） | 円 |
| 自己資金　② | 円 |
| その他③ | 他行借入な　　ど |  |
| 合計　④④＝①＋②＋③ | 円 |

注）車両導入についての推薦額は、車両本体価格及び車両本体価格に係る消費税の合計となります。

様式４号

　　年　　月　　日

（一社）神奈川県トラック協会　御中

**承諾書**

住所

企業名

代表者名　　　　　　　　　　　　　会社印

　私は、今般、第４９回神ト協近代化基金融資の推薦申込を行うにあたり、推薦融資を借り受けた場合に、貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領　５の（１１）に定める利子補給の制約条項のいずれか一つに該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ、既往の利子補給分の金額を貴協会から請求があり次第、異議申し立て等一切行わず、直ちにお支払いすることを承諾いたします。

**近代化基金運営要領（抜粋）**

|  |
| --- |
| **５．近代化基金による推薦融資** |
| **（11）** | **利子補給の制約** |
| ① | 借入者が（転貸方式により借り入れた事業者を含む）が正常な取引（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会員の資格を失ったとき及び正常な会員の義務を果たさない場合等）を維持することが困難であると判断されるときは、利子補給を打ち切るものとする。 |
| ② | この制度による融資を受けたものが、正当な事由がなく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の返還を求めるものとする。 |
| ③ | その他、本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと当協会が判断した場合、これを打ち切ることができる。 |